

高知市子ども未来プラン

すくすくとさっこ21

～これまでの成果と課題～

平成21年5月29日

高知市

施策体系



1-1 心とからだの健康づくり

子どもを安心して生み育てるまちづくりを目指し、安心して妊娠・出産できる環境づくり、発達段階にみあった育児支援、食育の推進、医療体制の充実等を図った。

(成果)

妊娠期の経済的支援として、20年12月より助産所での妊婦健診を公費助成の対象とし、さらに公費助成の妊婦一般健康診査が21年2月より14回に拡充され、県外の医療機関・助産所での妊婦健康診査費助成制度も創設し、妊婦がより受診しやすい環境が整った。特定不妊治療に関する経済的支援についても、18年度より活用期間が通算5年に延長され、19年度からは単年度あたり治療1回につき上限20万円を年度内2回までとなり、所得制限も緩和され、経済面で治療にかかりやすい環境が整備されている。

20年1月より赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業（生後4ヶ月までの乳児全戸訪問事業）を開始した。9割以上の子育て家庭への訪問ができ、育児等に関する様々な不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行っている。本事業は、早期の子育て支援を展開する上で要の事業となっており、その他の母子保健・子育て支援事業につながり、子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境づくりに寄与している。

食育については、子どもの食育推進を目的に17年に設置した「市内食育連絡会」を、同年施行の食育基本法を受けて「高知市食育推進計画策定準備委員会」に移行した。20年2月に「高知市食育推進計画策定協議会」を設置し、21年3月に「高知市食育推進計画」を策定した。保育所・学校等においても食育についての取り組みを推進している。

近年、特に急を要しない患児の深夜帯の受診（二次救急輪番病院への受診）の増加により、輪番病院の小児科医の負担が増し、限界の状態に達しており、20年度には急患センターの土曜日の診療時間を翌朝8時まで延長し、二次救急輪番病院の負担軽減に努めた。

(課題及び方向性)

安心して、妊娠・出産できる環境づくりとして、妊娠期の健康診査や不妊治療に関する経済的支援は大きく前進した。また、妊娠期からの夫の育児参加に関する啓発や、妊娠期から支援が必要とされる方への対応等は十分ではない。今後、医療機関等の関係機関との連携のもと、役割分担を明らかにしながら効果的な展開をめざす。

食育については、高知市食育推進計画に基づき、家庭をはじめ、保育所・幼稚園・学校での取り組みを核として、地域や企業等の関係者が連携・協力しながら食育を推進し、朝食を必ず食べる市民の割合の増加など目標達成に向けた具体的な取り組みを進めていく。また、全ての保育所、幼稚園、小中学校において食育計画や食に関する指導計画を作成し、保育活動や教育活動に食育の推進を位置付け、計画的・継続性をもった効果的な取り組みができるように努める。

医療体制については、高知県、県・市医師会等の関係団体と連携を図り、平日夜間、および休日の小児救急医療体制（初期救急・二次救急）の維持・確保を行うとともに、「赤ちゃん誕生おめでとう訪問」に併せた「子どもの救急」冊子の配布、「こうちこども救急ダイヤル（#8000）」のお知らせ等を行い、救急時の対処方法に関する啓発を行う。

1-2 次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり

次代を担う子どもの健やかな育ちを守るため、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応に取り組むとともに、子どもの安全確保、青少年の健全育成や将来の地域づくりの担い手である若者の自立促進に向けて、若者に対する就労支援等に取り組んだ。

(成果)

子どもの養育等に関する相談への対応については、17年4月に子ども家庭支援センターを設置し、19年4月には子育て支援課に子ども家庭支援室を設置し、子どもの福祉の向上を図ってきた。20年度からは児童虐待相談・通告は市が受理し、安否確認や調査等の初期対応から支援・見守りを実施しており、市の担う業務と責任が増大している。相談のあった子どもや家庭には、関係機関との連携を図りつつ、継続的に支援をしている。

虐待予防ネットワークの整備として、19年度に高知市要保護児童対策地域協議会を設置し、法に規定する守秘義務のもと、関係機関、団体との要保護児童等に関する情報共有や連携支援の取り組みが進んだ。同協議会の実務者会議において要保護児童の定期的な情報集約と進捗管理を実施し、対応もれ等の防止に向けた体制整備を進めた。児童相談所とはケース連絡会を19年度より毎月定例的に開催し、情報交換と共有により、養育困難家庭の支援につなげている。

養育困難家庭や児童虐待の疑いのある家庭への直接的な支援を行う育児支援家庭訪問事業を18年度から開始した。本事業により、養育困難家庭等へのきめ細かい支援ができるようになり、虐待等の問題の改善や予防に大きな成果がみられている。

学校における子どもの安全管理についての取り組みとして、17年度からスクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）を配置した。警察OB等に委嘱している。20年度には配置が市内小学校41校・中学校3校となり、ほぼ市内全域での配置ができた。地域全体で取り組み、その結果、安全に対する意識が向上し、学校安全に取り組む体制づくりに役立っている。

若者への就労支援としては、社会人としての基本的な技能取得と就職活動対策を目的とするセミナーを実施し、無料職業紹介所を通じて、継続的に支援を実施した。その結果、セミナー修了生は約7割が就職しており、若年者の経済的基盤の確立や目的意識の醸成に寄与している。

(課題及び方向性)

県内の虐待事例の6割程度が高知市の児童であるなど、支援・対応中の事例が多い。保護者の中には、障害や精神疾患等困難な状況を抱えている者も多く、継続的な対応が求められている。子どもの安全・福祉を守るために、相談体制の整備と強化、関係機関との連携体制の強化、職員の資質向上を図る。今後とも、養育困難家庭の早期発見と適切な支援の実施により、虐待の未然防止を図る。

なお、高知市における児童相談所設置は、人材及び財政的な面から具体的検討はできておらず、他の中核市の動向等も参考に、将来に向けた課題として、検討・研究を継続する。

また、学校、地域、家庭、関係機関が連携を図りながら、子どもの安全確保に努め、有害環境や犯罪被害から守るとともに、非行・犯罪防止に取り組んでいく。

1-3 家庭や地域の教育力の向上

図書館事業や整備，地域における生涯学習，芸術・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を通して，家庭や地域の教育力の向上に取り組んだ。

(成果)

図書館整備としては，市町村合併に伴い，17年度に鏡図書館・土佐山図書館を開設。19年度には春野町立図書館を市民図書館に統合して分館としてオープンし，1本館6分館15分室の図書館・室となった。19年4月の西部健康福祉センターの開館に伴って移転オープンした鴨田ふれあいセンター図書館は，利用者が急増し，多くの利用につながっている。17年度から整備事業を開始した江ノ口図書館は，21年6月に江ノ口コミュニティセンターとして新規オープンする予定である。

市民図書館においては，「絵本とお話の会」「童話教室」「映画会」「図書館見学」を実施。これらの事業を通して，乳幼児期から学童期まで幅広く，子どもたちのことばの獲得，読書への誘い，創造力を育む取り組みをした。

生涯学習の一環として，ふれあいセンターや文化センター，学校で，子どもたちと保護者や地域が交流を進めるための学習を通じて，教育効果の高揚を目指すことを目的に，「親子ふれあい講座」「夏休み子ども教室・夏休み親子教室」を実施。親子の相互学習の場として活用がなされた。

(課題及び方向性)

図書館整備については，8年度から建替計画を進めていた下知市民図書館は，厳しい財政事情のため21年度～25年度は事業凍結となった。また，新図書館（本館）の整備については，県立図書館との合築の可能性について，図書館整備構想と併せて，検討していく。

学校施設の開放については，少人数学級制や児童クラブの生徒数増加，財政事情の悪化等により，余裕教室の確保，設置，維持が困難となっており，19・20年度は新たな施設の開放ができず，既存施設の開放の継続にとどまっている。少子高齢化，核家族化の急増等により，親子間や地域住民とのふれあいが非常に乏しくなっていることから，今後とも，子どもたちが健やかに育ち，より良い人間関係を築くために，相互学習の場である講座及び教室を開設できるよう図りたい。

また，高知県の子どもの体力の低下を真摯にとらえ，子どもの精神面を含めた基礎体力の強化と，時代のニーズに即応した指導者の育成のため，スポーツ少年団育成や運動部活動等推進事業の実施を継続していく。

1-4 未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成

教職員の資質・指導力の向上，教育課程の見直しや指導方法の工夫・改善，不登校や特別な支援・配慮が必要な児童生徒への支援，開かれた学校づくりや幼・保・学校・地域・行政の連携等についての取り組みを進めた。

(成果)

指定校で実施していた到達度把握調査を，20年度からは全ての市立小中学校で実施し，進路保障をめざした学力の定着と向上，個々に応じた学習指導の工夫や改善に活かしている。

教育研究所においては，本市最大の教育課題として取り組んできた，「不登校を生じさせない学校づくり」により，児童生徒一人ひとりに応じた支援体制が整備され，長期欠席・不登校児童生徒数が減少しており，特に中学校で効果を上げている。

開かれた学校づくりについては，これを推進する中で，学校と地域が一体となつてのあいさつ運動やボランティア活動，公園や遊具の整備等の取り組みが展開され，新しい「祭り」が生まれた地域もあり，地域との連携が強化されている。

幼・保と小学校の連携については，幼稚園では，すでに「幼稚園幼児指導要録」の作成と小学校への送付が実施されており，保育所においても，保育要録の作成と小学校への送付が求められており，20年12月に「保育所児童保育要録作成検討委員会」を設置し，保育要録作成に向けた検討が開始された。21年度末には，各保育所から小学校へ保育要録が送付されることとなり，幼児期から就学にかかる幼・保と学校との連携強化に取り組んでいる。

(課題及び方向性)

19・20年度と実施された全国学力・学習状況調査の結果から，本市の中学生の学力の定着に大きな課題があることが明らかになった。そこで基礎学力の定着のため，家庭学習の充実を図ることを目的として，21年度から県市協働で「中学校学習習慣確立プログラム」に取り組んでいる。全中学校において，家庭学習の習慣化が図られるよう継続した取り組みを進めていく。

また，特別な教育的支援や，長期欠席・不登校等で支援の必要な児童生徒・保護者からの相談が増加し，医療や福祉等との連携の必要なケースも増加している。小学校から中学校に入学後，不登校やいじめ・学級崩壊等の不適応を起こす生徒も急増している。そこで，小・中9年間を見通した「人間関係づくりプログラム」を学校とともに作成・実施し，長期欠席・不登校の出現率が全国の平均出現率を下回るよう図る。

1-5 子どもがのびのびできる環境づくり

放課後の児童の居場所づくりに取り組むとともに、公園の新設や再整備等に取り組んだ。

(成果)

放課後の児童の居場所として、特に保護者等が仕事等で昼間自宅にいない児童を対象に、放課後児童クラブ、放課後子ども教室事業を実施し、全小学校において放課後の児童の居場所を確保した(放課後子ども教室9校、放課後児童クラブ34校で54ヶ所、年度当初在籍者数2,949人)。21年度目標事業量の46ヶ所、定員2,720人を上回る整備ができた。

公園の新設・整備については、ふれあいの水辺づくり事業として青柳川親水公園を、介良川ふるさとの川モデル事業として介良川を親水公園として整備し、エコ・パーク宇賀整備事業として、旧清掃工場跡地を緑豊かな緑地公園として整備して、子どもたちが安心・安全に遊ぶことのできる公園をつくった。

公園の再整備については、19年度までに、中心市街地の公園リニューアルを完了し、子どもたちが遊ぶ姿が増えている。現在は、土地区画整理事業に伴う公園新設中である。

(課題及び方向性)

放課後児童クラブ、放課後子ども教室については、内容の充実に努め、待機児童解消に向けた重点的な取組みを継続するとともに、児童遊び場については、引き続き、安全性の確保を図っていく。

公園整備については、財政難により、新たな公園の整備等が困難な状況ではあるが、公園遊具の更新についての新しい補助制度が創設されたので、この活用に向けての検討を進める。

2-1 子育てが楽しくなるまちづくり

核家族化が進み、育児の相談相手がいない等、保護者が孤立していることから育児に不安や悩みを持つ親が多くなっている現状を踏まえ、気軽に利用できる地域の子育て支援の拠点づくりや緊急時等の一時預かりサービスの充実に取り組んだ。

(成果)

地域における子育て支援の拠点である地域子育て支援センターは、21年度目標量であった8か所を設置済。親子の交流、子育て家庭の孤立化の予防、育児相談への対応等幅広く育児に関する支援を行っている。なかでも、19年4月に鴨部の西部健康福祉センター1階にオープンした「ぼけっとランド」は、568.39㎡のスペースにプレイスペース・授乳室・子ども用トイレなど充実した設備を有し、西部地域のみならず、市内全域から子育て中の親子が来所しており、19年度は延べ34,322人、20年度32,135人の利用があった。

保護者の病気や出産、出張等による緊急一時預かりに対応する子育て短期支援事業は、施設入所児童の増加にともない、必要時に利用が困難な状況があり、市外の児童養護施設においても利用可能となるよう整備し、目標よりも多くの施設(21年度ショートステイ目標量6か所→21年度当初8か所、トワイライト目標量1か所→21年度当初1か所)で実施している。なお、事業利用時には、育児の状況により、子ども家庭相談員とも連携して対応することで、子育て家庭のニーズに幅広く対応できている。

また、保護者の育児疲れの解消、急病、入院および就労形態の多様化等により、一時的に保育を必要とする保護者に対し、一時保育サービス実施施設の増強を図ってきた。21年度目標数値8か所での実施を達成しており、登録者数も多く、非常にニーズが高い事業である。

現計画策定以降の新たな取り組みとして、絵本や親子遊びを通じて、親子の絆を確立・再構築し、育児力の向上を目指す「親子絵本ふれあい事業」を18年度より開始した。10か月～1歳6か月の児とその保護者を対象に実施し、子育て支援拠点施設の利用や育児仲間づくり等孤立化予防にもつながっている。

(課題及び方向性)

地域子育て支援センターや一時保育事業は、市民のニーズも非常に高く、今後も、バランスの取れた地域配置を考えながら、設置拡大を図る。特に、地域子育て支援センターについては、現在設置していない市東部地区での設置を検討する。

子育て短期支援事業実施施設については、現段階で児童養護施設の数が増える見込みはないため、現状を維持するよう努める。

2-2 家庭生活と仕事の両立支援

就労形態の多様化や共働き世帯の増加等のため、また、子どもの育ちを支えていくために、待機児童解消対策、多様なニーズに対応する保育サービスの充実、子育てを含めた家庭生活に配慮した就労環境の実現を目指した法制度の普及啓発等に取り組んだ。

(成果)

通常保育事業は、20年度には、21年度の目標事業量の79か所、定員9,000人を上回る86か所、定員9,305人（へき地保育園除く）で実施。これは、市町村合併による増加、施設改築時の定員の増、低年齢児入所枠の拡大等による増加であった。さらに、定員の弾力運用等により、待機児童数は17年度に139名、18年度には118名と100名を超えていたが、21年度の待機児童数は43名まで減少した。

早出居残り保育は全園で実施するとともに、延長保育は、20年度には44園と21年度目標事業量31園を上回る園で実施している。ただし、休日保育については、21年度目標事業量3園としていたが、試行実施を交渉している園はあるものの、保育士の確保等の問題があり、実施にいたっていない。

病児・病後児保育事業は21年度目標事業量2か所から、春野町との合併により1か所追加して計3か所で実施、20年度からは小学校3年生まで対象を拡大した。ファミリー・サポート・センターは21年度の目標事業量1か所を維持。子どもの病気の時や保育所等への送迎等、仕事を持つ保護者のニーズに沿ったサービスが展開できている。

また、小学校の放課後児童クラブについては、「1-5 子どもがのびのびできる環境づくり」のとおりである。

また、子育てに配慮した就労環境づくりのため、18年度から「高知市労働ニュース」を季刊で発行し、特に、労働局との連携のもと、就労環境の改善に資する記事を積極的に掲載してきた。20年度からは総合労働相談を実施し、就労環境の向上に努めている。

(課題及び方向性)

就労形態の多様化等を背景に、低年齢児を中心に待機児童の解消に至っていない状況が続いており、今後も、保育所改築時の定員増、低年齢児の受入れ枠の拡大、乳児保育設備整備の推進、定員の弾力化及び見直しを行うなど積極的に施策展開を実施する。現段階で実施できていない休日保育については、試行実施を検討し、実施に向けて進めていきたい。延長保育や土曜日午後保育についても、ニーズの推移を踏まえながら、実施の拡大に取り組む。

病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等については、子育て家庭への周知や利用の簡便化等課題があり、サービスを必要とする家庭が利用しやすいサービスの展開を図る。

子育てに配慮した就労環境づくりの周知活動については、子育てしやすい就労環境の実現に向けた効果的な普及啓発活動の展開を検討する必要がある。

2-3 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援

主に、ひとり親家庭に対する経済的支援等の充実を図るとともに、自立支援事業に取り組んできた。

(成果)

19年4月に母子家庭医療を「ひとり親家庭医療」に改正し、19年10月から対象を父子家庭も含まれるよう拡充するなど、ひとり親家庭への経済的支援を図ってきた。

こうち男女共同参画センター(ソーレ)内で県と共同運営している母子家庭等・就業自立支援センターでは17年4月から無料職業紹介事業を開始し、就労相談や就業情報の提供、就業のための各種資格や技能を取得する制度の案内を行った。その他、父子家庭を含むひとり親家庭に対し、司法書士等による、慰謝料、養育費、親権等の法律相談を行うなどの自立支援策を展開した。又、19年8月から、同センターの相談員による移動就労相談を児童扶養手当現況届会場において、2日間実施し、19年度は28名、20年度は9名の相談を受け、就労につなぐことが出来た。

合わせて、母子・寡婦福祉資金貸付金制度や母子家庭自立支援教育訓練給付、母子家庭高等職業訓練促進給付の制度の充実等により、児童の就学支援に寄与するとともに、親の就業・自立にも寄与することが出来た。

相談については、子育て支援課に母子自立支援員を配置し、面談や電話問い合わせにより、ひとり親家庭の相談に応じている。近年、ドメスティックバイオレンス(DV)の相談や母子生活支援施設における保護が増加しており、必要な場合は市内だけでなく近隣県への広域入所を委託して、母子の保護を図っている。

(課題及び方向性)

経済的に弱い立場にある母子家庭等の母の雇用の安定と就職の促進を図るため、ひとりでも多くの母親に対して経済的自立の支援が出来るよう、今後も事業の効果的広報を図り、周知に努めるとともに、国や県の施策の動向をみながら、事業の実施、拡充を図っていく。

母子自立支援員の受ける相談内容は、年々多様化しており、一所では解決の出来ない内容となってきた。子育て支援を担当する関係機関でのスムーズな連携ができるよう、日頃より情報交換や交流を図ることにより、相談者に対して的確な対応ができるよう努めていく必要がある。

2-4 障害のある子どもと家族への支援

子どもの成長・発達に伴い関わる機関が変わっても、途切れることなく一貫した療育・支援が受けられるよう、障害児のケアマネジメント、関係機関のコーディネート等の機能を担う「(仮称)障害児支援センター」の検討と、サポートファイルの作成に取り組んだ。

また、子どもとその家族の状況に応じた生活支援サービスの充実、学校卒業後に向けた支援の充実等に取り組んだ。

(成果)

①将来を見通した一貫した療育・支援システムの構築

障害児のケアマネジメント、関係機関のコーディネート、保育所や関係機関への後方技術支援、サポートファイルが効果的に活用される体制づくり等の機能を担う「(仮称)障害児支援センター」の設置を、高知市障害者計画・障害福祉計画(21～23年度)の重点施策として位置づけた。17年度から検討してきた「サポートファイル」は、20年度に発達障害を念頭において作成した初版が完成し、21年度より活用していくこととなった。

②就学前の支援

心身障害児通園施設「ひまわり園」は、18年に移転・整備を終え、「親子通園を生かした総合的かつ具体的な発達支援」を行うことを目指し、個別発達支援計画を作成して、遊びや生活の中で具体的な支援を行っている。

15年には1箇所だった児童デイサービス事業所は現在4箇所、日中活動の場として児童の利用が可能な日中一時支援事業所は市内に6箇所となった。事業所によっては児童の利用希望が多く定員を増やしたところや、重症心身障害児の受け入れをしているところもある。

18年には、高知県療育福祉センターに「発達障害者支援センター」の機能を担う発達支援部ができ、個別支援計画に基づく療育が行われるようになった。また、19年には、TEACCHの手法を取り入れ、グループ支援や個別支援を行う知的障害児通園施設が南国市に開設され、高知市の児童も通園している。

重症心身障害児通園施設は、南国市の施設しか利用できなかったが、17年に国立高知病院機構高知病院内にも新たに開設し、医療的ケア(胃ろう、気管切開、酸素吸引、MRSA等)が必要な児童の利用が可能となった。

③放課後支援

障害児の放課後支援については、16年に高知市立養護学校(特別支援学校)に児童クラブが開始された。その後、18年には高知大学教育学部附属特別支援学校でも開始され、現在2校になっている。

小学校の放課後児童クラブでは、小学4年生まで受け入れを行い、15年度には50人だった障害児の利用が、20年度には63人となり、年々利用数が増加してきている。

④学校教育での支援

小・中学校等においては、学校教育法の改正や新学習指導要領の告示等を受け、「特別支援教育学校コーディネーター」の指名や「校内委員会」の設置、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成、特別支援学校との連携等、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対しての支援が充実してきた。

⑤卒業後の支援

18年に障害者自立支援法が施行され、就労に向けての訓練や、日中活動の場としての就労系事業所ができ、個々のニーズに対応できるようになった。

18年より障害者就業・生活支援センター事業は県事業となったが、情報交換及び卒業後の進路相談等を実施し、福祉就労等が必要な生徒に対しては、支援を継続している。

(課題及び方向性)

(仮称)障害児支援センターの設置を目指し、引き続き検討を行う。サポートファイルは高知県広域特別支援連携協議会で取り組まれている個別支援計画と一体的に活用していく方針とし、当面初版を使用しながら、内容の見直しや充実をはかる。

就学前の支援に関しては、育児に関する不安や困りごとに関する相談体制の充実をはかる一方、早期療育が必要な場合には、適切な専門機関につながるができるよう、母子保健体制の検討を行う。保育所においては、引き続き障害児加配保育士の確保、職員の資質の向上に取り組んでいく。発達障害者支援センターなどの関係機関と連携し、発達障害児の支援を行う。

放課後や休日・長期休暇を過ごす場所は以前より増えてきているが、特に長期休暇についてはサービスの利用を希望する児童が多く、まだ十分な状況ではない。今後も障害児が利用できる場所の確保を行うとともに、ニーズにあった支援が提供できるよう、内容についても充実させていく必要がある。

学校教育での支援に関しては、各学校からの「特別支援教育支援員」や「学生支援員」の配置希望の増加や「LD・ADHD 通級指導教室」への通級希望や相談ニーズの増大に対応していく必要がある。

卒業後の進路に関しては、教育・福祉・労働等の機関が連携し、一人ひとりの適正や障害に応じた多様な働き方ができるよう、卒業前から十分な情報交換や情報提供を行う。医療や介護が必要な児童については、生活介護事業所や重症心身障害者通園施設など介護や医療が確保される中で、日中活動に積極的に参加できるよう支援するとともに、家族の介護負担の軽減や相談支援等の取組みを行う。

各年代を通じた障害児の支援体制は少しずつ整ってきているが、支援の質という点では、「アセスメントに基づく個別支援計画の作成」「モニタリング」「評価」といったケアマネジメントがまだ十分できていないのが現状である。支援者のケアマネジメント力の向上をはかる必要がある。

2-5 子育て家庭の経済的負担の軽減

医療助成制度や各種手当の継続，保育料や子どもの教育にかかる費用の負担軽減に努めてきた。

(成果)

医療助成については，乳幼児について，17年10月に助成枠の拡大を行った。

手当については，児童手当の支給年齢を18年度より小学校修了前までに拡大するとともに所得制限を緩和，19年度からは3歳未満の児については，支給月額を一律10,000円に引き上げとした。

また，保護者の所得に応じて，保育料や児童クラブ保護者負担金の減免，就学援助費の支給，私立幼稚園奨励費補助金の支給等を行い，保育や教育に関わる保護者の費用負担軽減を図り，一定の成果があったものとする。

(課題)

本市の長期に及ぶ経済不況の影響から，所得の減少や雇用状況の悪化により，子育てや教育に係る経済的負担感は増加していることが推測され，ますますニーズが高まっているものとする。子どもが保育や教育を受ける際に経済的なことが障害にならないよう，また親の状況にかかわらず子どもが健康な生活を維持できるよう図るためにも，これらの制度の維持と充実を図っていく。

2-6 安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり

子どもや子どもをもつ家庭が安心して生活できるよう、子育てバリアフリーの視点から、公共施設や道路、水路等の生活環境の整備を推進するとともに、学校や保育所等の耐震補強整備等に取り組んだ。

(成果)

公共施設は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー新法)や「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて整備し、子育てバリアフリーのまちづくりを推進してきた。道路整備については、高知市交通バリアフリー道路特定事業計画に沿って事業が進捗しており、公園については17年度の現計画策定以後、18の公園の新設・リニューアルに伴いバリアフリー化を実施、市営住宅についても17年度以降に完成、実施設計を行ったところについては、バリアフリー化等安全に配慮した整備を行った。

耐震補強整備について、まず、保育所施設は、17年度～20年度で、民営保育所3園・市営保育所1園を改築し、市営保育所4園の耐震補強事業を行い、完了している。また、21年度には、市営保育所4園の耐震補強工事を予定している。

学校設備については、毎年、5棟程度校舎等の耐震化工事を実施している。具体的には、17年度から20年度で、校舎15棟・体育館1棟の耐震補強工事と体育館4棟の改築(建て替え)工事を完了しており、21年度には、校舎4棟の耐震補強工事と校舎1棟の改築工事を完了させる予定であり、合わせて25棟の校舎や体育館の耐震化対策が完了予定である。

(課題)

公共建築物の整備にあたっては、既存施設における子育てバリアフリー化が十分に進んでいないところもあり、「ハートビル法」や「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」等を踏まえ、今後ともベビーベッドやベビーチェアの設置等、子育てにやさしい環境づくりを進める。道路、公園、市営住宅等についても、バリアフリー化等安全に配慮したものにしていく。全体として、財政難のなか予算確保が非常に難しい状況であるが、予算確保に努め引き続き子育てバリアフリーを推進する。

耐震補強整備について、保育所施設は年間に民営保育所で2園程度、市営保育所で1園程度の改築を計画していたが、厳しい財政状況等により、計画どおりに進捗できていない。年1園程度の増改築を図るとともに、民営保育所の耐震診断及び耐震補強工事の推進を図る。

学校施設については、特に、耐震性の低い施設から優先的に耐震化を図り、また、地震発生の際の児童生徒の安全と避難所としての機能を確保していく。

2-7 安心して利用できるサービス体制づくり

利用者の立場に立ったサービス体制づくりに向け、保育所における苦情解決制度や第三者評価の導入に取り組むとともに、積極的に情報開示を進めた。

また、子育て支援事業等市が実施したり関与していることについて様々な情報を、子育て情報誌の作成やインターネット等により提供した。

(成果)

保育所の選択及び適正な運営の確保に資するよう、情報公開の推進、第三者評価事業の導入の検討、苦情解決体制の整備等、利用者が安心して保育サービスや子育て支援サービスを利用できるよう、利用者である保護者と子どもの立場に立った取り組みを実施した。具体的には、保育所一覧表の作成、ホームページの充実等により、保育所の保育内容、保育サービスの種類等の情報を積極的に公開した。

また、市営保育所の再配置については、20年度に外部委員による「高知市立保育所のあり方等に関する検討委員会」を設置し、将来の市立保育所のあり方等について、基本的な市立保育所の役割・運営方法の見直し等の検討を行い、21年3月に保育所の統廃合についての答申を受けた。

子育てに関する情報提供としては、17年度に子育て支援サークルに委託して子育て応援ガイド「子育てバリアフリーマップ pamu」を作成した。17年度以降は改訂をしながら、毎年発刊している。内容は、子育て中の当事者の意見を多く取り入れ、市の子育て支援・母子保健事業をはじめ、公園情報や相談窓口等を盛り込んだものとなっており、多くの、主に就学前の子育て家庭に利用されている。市民からも好評を得ており、活用がなされている。

また、20年12月に市のホームページがリニューアルされ、各課の業務がライフステージ別に検索しやすくなり、利便性が図られている。

(課題及び方向性)

市立保育所の再配置については、検討委員会からの答申を受け、21年度から地域における保育ニーズの変化を調査しながら、具体的に保育所の統廃合等の再配置を検討していく。

総合施設（認定こども園）については、将来の保育行政、少子化対策にも対応するため、取り組む必要があると考えているが、その普及については、施設運営等に関する新たな財源措置がされていないこともあり、全国的にも普及が進んでない状況である。20年度から時限で県単独で施設運営等についての補助制度を創設したが、十分ではなく、今後の検討課題である。

子育て支援に関する情報提供については、冊子ではタイムリーに対応できず、市民への適時の情報提供には不十分と考える。一方、ホームページで新たな情報を提供する形では対象が限られると考えられ、多くの市民に届く情報提供のあり方について検討していく。

3 子育ての輪がひろがるまち

- 1 子育てに理解のあるまちづくり
- 2 男女共同参画社会の推進
- 3 子育て支援の輪づくり

子育て家庭が地域の中で孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援のまちづくりに取り組んできた。

(成果)

「出産子育て応援フォーラム」(17年度)・「子育て支援者セミナー」(18年度)と広く市民を対象とした啓発事業を実施。また民生委員児童委員・主任児童委員、学校等関係機関を対象に児童虐待に関する啓発事業を個々に行うとともに、市民も対象に含めた虐待予防講演会も行った。

地域の支援者の中心である民生委員児童委員をはじめ、市民に地域ぐるみでの子育て支援の必要性について、あらゆる事業等を通じて、一定啓発できたと考える。実際の支援活動に結びついた例

(地区民協による子育てサロンの実施等)もあり、現在、8か所の子育てサロンが開設されている。また、市に登録して、活動場所やPR等の支援を受けている子育てサークルや子育て支援サークルも年々増加しており、地域での子育て支援の輪が広がっている。

(課題及び方向性)

現計画策定当初に比べると地域ぐるみの子育て支援活動は進んできているが、まだ十分ではなく、子育て家庭の孤立化や児童虐待等の予防のためにも、身近な地域の支援は重要であり、支援したいと思う市民の思いが活動に結び付いていくよう支援していく。

特に、子育て世代の一番の応援団になってもらいたい祖父母世代に対して、育児の現状や祖父母世代との違いを広く伝え、身近な地域等での子育て支援・応援をしてもらえるような啓発活動の推進が必要と考える。